

**令和4年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和4年7月6日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	5
報 告	2	令和3年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	25
報 告	3	令和3年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について	27
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	29
議 案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	31
議 案	3	泉南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	33
議 案	4	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議 案	6	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	7	泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	8	泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	10	令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	55
議 案	11	令和4年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	87
議 案	12	令和3年度泉南市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について	95

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

1 令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯等の支援及び新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費について緊急に予算措置する必要が生じたことから、歳入歳出予算の補正について専決処分したものである。

専決甲第4号

令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,049,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月27日専決

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,770,513	432,296	5,202,809
	1 国庫負担金	4,208,626	64,642	4,273,268
	2 国庫補助金	541,684	367,654	909,338
歳入合計		24,617,697	432,296	25,049,993

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,440,009	389	2,440,398
	1 総務管理費	1,836,689	389	1,837,078
3 民生費		11,973,457	349,883	12,323,340
	1 社会福祉費	4,295,118	148,294	4,443,412
	2 児童福祉費	3,790,463	201,589	3,992,052
4 衛生費		2,064,666	82,024	2,146,690
	1 保健衛生費	799,187	82,024	881,211
歳 出	合 計	24,617,697	432,296	25,049,993

令和4年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15							
国庫支出金		4,770,513	432,296	5,202,809			
(1)							
国庫負担金		4,208,626	64,642	4,273,268			
	2)				1.		
	衛生費国庫負担金	120,439	64,642	185,081	保健衛生費負担金	64,642	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
(2)							
国庫補助金		541,684	367,654	909,338			
	2)				1.		
	民生費国庫補助金	187,742	350,044	537,786	社会福祉費補助金	148,377	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 5,300 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 135,000 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金 8,077
					2.		
					児童福祉費補助金	201,667	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 196,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 5,667
	3)				1.		
	衛生費国庫補助金	61,846	17,610	79,456	保健衛生費補助金	17,610	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
歳 入 合 計		24,617,697	432,296	25,049,993			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,440,009	389	2,440,398	389		
				国庫支出金		
				389		
(1) 総務管理費	1,836,689	389	1,837,078	389		
				国庫支出金		
				389		
2) 人事管理費	477,409	389	477,798	389		
				国庫支出金		
				389		
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	389	
[1] 人件費事業	439,293	389	439,682	389		人事課
				国庫支出金		
				389		
				[社会福祉費補助金		
				83]		
				[保健衛生費補助金		
				228]		
				[児童福祉費補助金		
				78]		
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	389	厚生年金保険料 (会計年度任用職員) 231 健康保険料 (会計年度任用職員) 158
3 民生費	11,973,457	349,883	12,323,340	349,883		
				国庫支出金		
				349,883		
(1) 社会福祉費	4,295,118	148,294	4,443,412	148,294		
				国庫支出金		
				148,294		
1) 社会福祉総務費	174,068	148,294	322,362	148,294		
				国庫支出金		
				148,294		

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	381	
				3. 職員手当等	1,137	
				8. 旅費	23	
				10. 需用費	250	
				11. 役務費	1,720	
				12. 委託料	8,319	
				18. 負担金、補助及び 交付金	136,464	
[1] 人件費事業	39,990	554	40,544	554		人事課
				国庫支出金		
				554		
				[社会福祉費補助金		
				554]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	381	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	160	期末手当（会計年度任用職員）
				8. 旅費	13	費用弁償
[12] 新型コロナウイルス感染症生活 困窮者自立支援 金事業	15,133	4,663	19,796	4,663		生活福祉課
				国庫支出金		
				4,663		
				[社会福祉費補助金		
				4,663]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	329	超勤手当
				8. 旅費	10	普通旅費
				10. 需用費	50	消耗品費
				11. 役務費	434	郵便料 75 口座振替手数料 359
				12. 委託料	2,376	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,464	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[16] 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	0	143,077	143,077		143,077	生活福祉課	
				国庫支出金	143,077		
				[社会福祉費補助金	143,077]		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	648	超勤手当	
				10. 需用費	200	消耗品費	
				11. 役務費	1,286	郵便料 275 口座振替手数料 862 口座情報提供料 149	
				12. 委託料	5,943	電算委託料 346 電算システム改修委託料 660 人材派遣委託料 4,937	
				18. 負担金、補助及び交付金	135,000	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	
(2) 児童福祉費	3,790,463	201,589	3,992,052		201,589		
				国庫支出金	201,589		
1) 児童福祉総務費	1,045,960	201,589	1,247,549		201,589		
				国庫支出金	201,589		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	526		
				3. 職員手当等	2,591		
				8. 旅費	18		
				10. 需用費	541		
11. 役務費	1,473						
12. 委託料	440						

				18. 負担金、補助及び 交付金	196,000	
[1] 人件費事業	43,856	544	44,400	544		人事課
				国庫支出金 544 [児童福祉費補助金 544]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	526	会計年度任用職員報酬
				8. 旅費	18	費用弁償
[8] 子育て世帯生活 支援特別給付金 給付事業	0	48,156	48,156	48,156		家庭支援課
				国庫支出金 48,156 [児童福祉費補助金 48,156]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1,419	超勤手当
				10. 需用費	259	消耗品費
				11. 役務費	478	郵便料 84 口座振替手数料 394
				18. 負担金、補助及び 交付金	46,000	ひとり親世帯生活支援特別給付金
[9] ひとり親世帯以 外の子育て世帯 生活支援特別給 付金給付事業	0	152,889	152,889	152,889		家庭支援課
				国庫支出金 152,889 [児童福祉費補助金 152,889]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1,172	超勤手当
				10. 需用費	282	消耗品費
				11. 役務費	995	郵便料 126

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						口座振替手数料 869
				12. 委託料	440	電算システム改修委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	150,000	ひとり親世帯以外の世帯生活支援特別給付金
4 衛生費	2,064,666	82,024	2,146,690	82,024		
				国庫支出金		
				82,024		
(1) 保健衛生費	799,187	82,024	881,211	82,024		
				国庫支出金		
				82,024		
1) 保健センター費	125,733	1,412	127,145	1,412		
				国庫支出金		
				1,412		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,183	
				3. 職員手当等	199	
				8. 旅費	30	
[1] 人件費事業	118,158	1,412	119,570	1,412		人事課
				国庫支出金		
				1,412		
				[保健衛生費補助金		
				1,412]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,183	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	199	期末手当（会計年度任用職員）
				8. 旅費	30	費用弁償
4) 予防対策費	354,868	80,612	435,480	80,612		
				国庫支出金		
				80,612		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	100	
				11. 役務費	4,794	

				12. 委託料	75,418	
				17. 備品購入費	300	
[3] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	154,587	80,612	235,199			保健推進課
				80,612		
				国庫支出金		
				80,612		
				[保健衛生費負担金		
				64,642]		
				[保健衛生費補助金		
				15,970]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	100	医薬材料費
				11. 役務費	4,794	郵便料
				12. 委託料	75,418	電算委託料 8,937
						清掃委託料 22
						警備委託料 88
						感染性廃棄物処理委託料 15
						コールセンター委託料 1,933
						新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料 61,483
						医療従事者等派遣委託料 2,940
				17. 備品購入費	300	機械器具費
歳 出 合 計	24,617,697	432,296	25,049,993			
				国庫支出金		
				432,296		

補正予算給与費明細書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (359)	千円 327,094	千円 1,739,598	千円 1,369,056	千円 3,435,748	千円 614,211	千円 4,049,959	
補正前	377 (355)	325,004	1,739,598	1,365,129	3,429,731	613,822	4,043,553	
比 較	0 (4)	2,090	0	3,927	6,017	389	6,406	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414	
	補正前	45,423	107,482	42,876	17,216	103,453	2,448	36,756	5,414	
比 較	0	0	0	0	3,568	0	0	0		
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当					
	千円	千円	千円	千円	千円					
補正後	17,080	454,249	296,586	236,505						
補正前	17,080	453,890	296,586	236,505						
比 較	0	359	0	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (131)	千円 0	千円 1,739,598	千円 1,325,514	千円 3,065,112	千円 580,754	千円 3,645,866	
補正前	377 (131)	0	1,739,598	1,321,946	3,061,544	580,754	3,642,298	
比 較	0 (0)	0	0	3,568	3,568	0	3,568	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414
	補正前	45,423	107,482	42,876	17,216	103,453	2,448	36,756	5,414
	比 較	0	0	0	0	3,568	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,080	千円 410,707	千円 296,586	千円 236,505				
	補正前	17,080	410,707	296,586	236,505				
	比 較	0	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (228)	327,094	0	43,542	370,636	33,457	404,093	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (224)	325,004	0	43,183	368,187	33,068	401,255	
比 較	0 (4)	2,090	0	359	2,449	389	2,838	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考	
職員手当等	千円	その他の増減分	千円	超過勤務手当	3,568 千円	
	3,568		329			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業に伴う増加
			648			住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に伴う増加
			1,419			子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加
	1,172	ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加				

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,805,126		8,805,126	35.2
2 地方譲与税	181,800		181,800	0.7
3 利子割交付金	7,100		7,100	—
4 配当割交付金	44,000		44,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	55,700		55,700	0.2
6 法人事業税交付金	106,000		106,000	0.4
7 地方消費税交付金	1,393,000		1,393,000	5.6
8 ゴルフ場利用税交付金	42,800		42,800	0.2
9 環境性能割交付金	46,100		46,100	0.2
10 地方特例交付金	52,400		52,400	0.2
11 地方交付税	3,780,000		3,780,000	15.1
12 交通安全対策特別交付金	9,169		9,169	—
13 分担金及び負担金	57,809		57,809	0.2
14 使用料及び手数料	327,805		327,805	1.3
15 国庫支出金	4,770,513	432,296	5,202,809	20.8
16 府支出金	2,243,125		2,243,125	9.0
17 財産収入	30,015		30,015	0.1
18 寄附金	500,000		500,000	2.0
19 繰入金	1,155,286		1,155,286	4.6
20 諸収入	258,549		258,549	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	751,400		751,400	3.0
歳入合計	24,617,697	432,296	25,049,993	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	203,815		203,815	0.8
2 総務費	2,440,009	389	2,440,398	9.7
3 民生費	11,973,457	349,883	12,323,340	49.2
4 衛生費	2,064,666	82,024	2,146,690	8.6
5 農林水産業費	141,524		141,524	0.6
6 商工費	177,539		177,539	0.7
7 土木費	1,410,677		1,410,677	5.6
8 消防費	828,508		828,508	3.3
9 教育費	2,282,018		2,282,018	9.1
10 公債費	2,410,502		2,410,502	9.6
11 諸支出金	664,982		664,982	2.7
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	24,617,697	432,296	25,049,993	100.0

令和3年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和3年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	人件費事業	円 479,000	円 479,000	円	円 479,000	円
総務費	総務管理費	住民情報記録システム事業	4,400,000	4,400,000		4,400,000	
民生費	社会福祉費	人件費事業	3,027,000	3,027,000		3,027,000	
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	336,777,000	176,577,000		176,577,000	
民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	10,060,000	10,060,000		10,060,000	
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	3,890,000	3,890,000		3,650,000	240,000
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	79,796,000	79,795,700		77,964,676	1,831,024

土木費	都市計画費	信達樽井線改良事業	12,000,000	12,000,000		11,300,000	700,000
消防費	消防費	消防水利整備事業	49,500,000	49,500,000		44,500,000	5,000,000
教育費	教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業	18,000,000	18,000,000		16,650,000	1,350,000
災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業	8,500,000	8,500,000		3,299,000	5,201,000
合 計			526,429,000	366,228,700		351,906,676	14,322,024

令和4年7月6日提出

泉南市長 山 本 優 真

令和3年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度泉南市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳				不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 繰 越 を 要 す る た な 卸 資 産 の 購 入 限 額	説 明
						国 補 助 金	庫 金	企 業 債	他 会 計 補 助 金			
1	1	公共下水道 (R3-2工区) 污水管渠築造工事	円 80,631,100	円 31,056,000	円 49,575,100	円 23,547,000	円 25,900,000	円 0	円 128,100	円 0	円 0	工法に対応する掘削機の台数が限られており、手配に時間を要したことにより、年度内に事業完了が困難となったため

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市内
氏 名 湊久晶（みなと ひさあき）
生年月日 ○年○月○日
職 業 会社役員

提案理由

泉南市教育委員会委員柳澤泰志氏が、令和4年6月29日をもって任期満了となったため、後任として湊久晶氏を最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第1号参考

湊 久晶 氏 経歴

昭和58年	3月	近畿大学商経学部商学科卒業	
同	58年	4月	大一港運株式会社入社
同	63年	4月	有限会社湊運送入社 専務取締役
平成	3年	6月	株式会社ミナトライン代表取締役（現在に至る）
同	6年	4月	泉南市立西信達小学校PTA会長
同	10年	1月	社団法人泉南青年会議所理事長
同	10年	5月	泉南市商工会理事（現在に至る）
同	14年	4月	泉南陸運組合役員（現在に至る）
同	22年	12月	泉南市民生委員児童委員（現在に至る）
令和	2年	5月	泉南市ABC委員会委員長（現在に至る）

議案第2号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市内
氏 名 田中千賀子（たなか ちかこ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 無職

提案理由

人権擁護委員田中千賀子氏は、令和4年12月31日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、意見を求めるものである。

議案第2号参考

田中 千賀子 氏 経歴

昭和45年 3月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）入社
同 48年10月	帝塚山学院短期大学二部文学科卒業
同 51年 9月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）退社
平成13年 4月	泉南市PTA協議会母親代表
同 14年 4月	泉南市立信達中学校PTA書記
同 15年 4月	泉南市立信達中学校PTA母親代表
同 17年 4月	泉南市青少年指導員
同 19年12月	泉南市民生主任児童委員
同 25年10月	泉南市人権擁護委員（1期目）
同 26年 4月	子どもの人権専門委員
同 29年 1月	泉南市人権擁護委員（2期目）
同 30年 4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る）
令和 2年 1月	泉南市人権擁護委員（3期目）（現在に至る）
同 3年 4月	岸和田人権擁護委員協議会副会長（現在に至る）
同 3年 6月	大阪府人権擁護委員連合会理事（現在に至る）

議案第3号

泉南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

泉南市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

市長の退職手当について不支給の特例措置を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職する場合には、その者に対しては、特別職の職員の給与に関する条例（平成11年泉南市条例第16号）に基づく退職手当は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の際現に市長の職にある者の退職の日限り、その効力を失う。

議案第 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 7 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

市長の給料月額を減額するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、別表中「850,000円」とあるのは「722,500円」と、「720,000円」を「、別表中「720,000円」」に改める。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 別表の規定の適用については、令和4年8月1日から令和8年5月21日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「680,000円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りではない。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 7 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

人事院による「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての申出」を考慮して、本市職員の育児休業の取得要件の緩和等所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の3第3号及び第2条の4において」を「以下」に、「第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 7 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

令和 4 年度税制改正による個人住民税等にかかる地方税法の一部改正に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第16条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第16条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第23条の3第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第26条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自

己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第27条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第42条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第42条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第6条の2の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につ

いて特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第9条の4第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第11条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第11条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第11条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第15条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第16条を削る。

（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第27条の2の見出し及び同条第1項並びに第27条の3の見出し及び同条第1項

の改正規定並びに同条例附則第6条の2の3の2第1項、第9条の4第3項及び第15条の改正規定並びに同条例附則第16条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中泉南州市市税賦課徴収条例第16条第4項及び第6項、第23条の3第1項及び第2項、第26条第1項ただし書及び第2項並びに第27条第2項及び第3項並びに第42条の7の改正規定並びに同条例附則第9条の2第2項、第11条の2第4項並びに第11条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中泉南州市市税賦課徴収条例第8条第1項の改正規定及び次条 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の泉南州市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第8条第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第27条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の泉南州市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支

払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第7号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

市街化調整区域の一部の区域に公共下水道が整備、供用開始されることに伴い、下水道事業により受益する区域に所在する土地及び家屋に都市計画税を課するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「うち、都計法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 都計法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋
- (2) 都計法第7条第1項に規定する市街化調整区域において、同法第4条第15項に規定する都市計画事業のうち、下水道事業により受益する規則で定める区域に所在する土地及び家屋

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 7 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 2 5 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

泉南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第8号中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

自転車置場の設置及び管理運営を民間事業者が行うことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成2年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削り、第2章を削り、第3章の章名を削る。

第13条を第9条とし、第14条を第10条とする。

第15条第1項中「自転車置場又は」を削り、同条を第11条とする。

第16条第1項中「第11条第3項又は」を削り、同条を第12条とする。

第17条第1項中「第15条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第18条を第14条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

令和4年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929,213千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,979,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,780,000	18,375	3,798,375
	1 地方交付税	3,780,000	18,375	3,798,375
15 国庫支出金		5,202,809	507,763	5,710,572
	2 国庫補助金	909,338	507,763	1,417,101
16 府支出金		2,243,125	16,990	2,260,115
	2 府補助金	520,200	16,990	537,190
19 繰入金		1,155,286	175,985	1,331,271
	1 基金繰入金	1,150,036	175,985	1,326,021
21 市債		751,400	210,100	961,500
	1 市債	751,400	210,100	961,500
歳入合 計		25,049,993	929,213	25,979,206

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,440,398	9,638	2,450,036
	1 総務管理費	1,837,078	8,438	1,845,516
	3 戸籍住民基本台帳費	180,775	1,200	181,975
3 民生費		12,323,340	152,947	12,476,287
	1 社会福祉費	4,443,412	137,044	4,580,456
	2 児童福祉費	3,992,052	6,846	3,998,898
	5 介護保険費	965,228	9,057	974,285
4 衛生費		2,146,690	4,534	2,151,224
	1 保健衛生費	881,211	4,534	885,745
5 農林水産業費		141,524	8,666	150,190
	1 農業費	133,333	8,666	141,999
6 商工費		177,539	358,023	535,562
	1 商工費	177,539	358,023	535,562
7 土木費		1,410,677	219,279	1,629,956
	2 道路橋梁費	225,687	66,020	291,707
	4 都市計画費	968,631	36,806	1,005,437
	5 住宅費	85,563	116,453	202,016
9 教育費		2,282,018	176,126	2,458,144
	1 教育総務費	561,522	1,740	563,262
	2 小学校費	553,479	93,821	647,300
	3 中学校費	276,920	54,124	331,044

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	429,729	26,441	456,170
歳出	合計	25,049,993	929,213	25,979,206

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスタープラン改定業務委託事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和6年度	7,296千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
砂川樫井線新設事業 (令和4年度)	令和4年度～ 令和5年度	120,000千円	令和4年度～ 令和6年度	450,000千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
総合福祉センター整備事業	千円 96,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還、又は満期一 括償還	左記の条件の範囲内におい て借入先に融通条件がある 場合は、その条件に従うこ とができる。また、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	
住宅整備事業	52,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
埋蔵文化財センター整備事業	19,700	〃	〃	〃	15	〃	〃	〃	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
防災用広報システム整備事業	千円 6,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることが できる。	千円 7,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路整備事業	23,500	〃	〃	〃	64,000	〃	〃	〃

令和4年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,780,000	18,375	3,798,375			
(1)	地方交付税	3,780,000	18,375	3,798,375			
	1) 地方交付税	3,780,000	18,375	3,798,375	1. 地方交付税	18,375	普通交付税
15	国庫支出金	5,202,809	507,763	5,710,572			
(2)	国庫補助金	909,338	507,763	1,417,101			
	1) 総務費国庫補助金	174,721	406,950	581,671	1. 総務管理費補助金	405,750	地方創生推進交付金 17,375 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 388,375
					2. 戸籍住民基本台帳費補助金	1,200	マイナンバーカード交付事務費補助金
	4) 土木費国庫補助金	77,600	100,408	178,008	1. 道路橋梁費補助金	29,134	社会資本整備総合交付金（道路課） 21,709 道路メンテナンス事業補助金 7,425
					2. 都市計画費補助金	15,000	社会資本整備総合交付金（住宅公園課）
					3. 住宅費補助金	56,274	社会資本整備総合交付金（住宅公園課）
	5) 教育費国庫補助金	39,775	405	40,180	1. 小学校費補助金	253	特別支援教育就学奨励費補助金
					2. 中学校費補助金	152	特別支援教育就学奨励費補助金
16	府支出金	2,243,125	16,990	2,260,115			
(2)	府補助金	520,200	16,990	537,190			
	2) 民生費府補助金	400,805	8,910	409,715	3. 介護保険費補助金	8,910	介護施設等の整備に関する事業補助金
	4) 農林水産業費府補助金	7,841	6,916	14,757	1. 農業費補助金	6,916	耐震対策農業水利施設整備事業補助金

款 16 府支出金 項 2 府補助金

款 16 府支出金 項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	6) 土木費府補助金	24,560	1,164	25,724	4. 道路橋梁費補助金	1,164	牧野山手線改良事業補助金
19 繰入金		1,155,286	175,985	1,331,271			
(1) 基金繰入金		1,150,036	175,985	1,326,021			
	2) 公共施設整備基金繰入金	166,300	68,900	235,200	1. 公共施設整備基金繰入金	68,900	公共施設整備基金繰入金
	3) ふるさと泉南水なす基金繰入金	362,386	21,336	383,722	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	21,336	ふるさと泉南水なす基金繰入金
	7) 財政調整基金繰入金	17,771	85,749	103,520	1. 財政調整基金繰入金	85,749	財政調整基金繰入金
21 市債		751,400	210,100	961,500			
(1) 市債		751,400	210,100	961,500			
	1) 総務債	6,000	1,200	7,200	1. 総務管理債	1,200	防災用広報システム整備事業債
	2) 民生債	15,800	96,700	112,500	1. 社会福祉債	96,700	総合福祉センター整備事業債
	4) 土木債	27,400	92,500	119,900	1. 道路橋梁債	40,500	道路整備事業債
					3. 住宅債	52,000	住宅整備事業債
	5) 教育債	142,800	19,700	162,500	3. 社会教育債	19,700	埋蔵文化財センター整備事業債
歳 入 合 計		25,049,993	929,213	25,979,206			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,440,398	9,638	2,450,036	6,361	3,277	
				国庫支出金 1,200		
				地方債 1,200		
				繰入金 3,961		
(1) 総務管理費	1,837,078	8,438	1,845,516	5,161	3,277	
				地方債 1,200		
				繰入金 3,961		
2) 人事管理費	477,798	185	477,983		185	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	185	
[1] 人件費事業	439,682	185	439,867		185	人事課
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	185	厚生年金保険料(会計年度任用職員) 112 健康保険料(会計年度任用職員) 73
9) 企画費	440,902	7,352	448,254	5,161	2,191	
				地方債 1,200		
				繰入金 3,961		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	393	
				10. 需用費	1,200	
				12. 委託料	4,709	
				13. 使用料及び賃借料	400	
				17. 備品購入費	650	
[4] ふるさと寄附推進事業	270,280	3,961	274,241	3,961		政策推進課
				繰入金 3,961		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 3,961]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	393	普通旅費
				12. 委託料	3,168	ワンストップ特例申請受付業務委託料
				13. 使用料及び賃借料	400	車両借上料
[13] 防災情報伝達推 進事業	12,134	0	12,134	1,200	△1,200	危機管理課
				地方債 1,200 [総務管理債 1,200]		
[17] 総合計画策定事 業	9,487	1,541	11,028		1,541	政策推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,541	総合計画策定業務委託料
[20] 新型コロナウイルス感 染症対策 事業	1,210	1,850	3,060		1,850	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,200	消耗品費
				17. 備品購入費	650	避難所等備品購入費
10) 情報管理費	180,287	901	181,188		901	
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	299	
				17. 備品購入費	602	
[8] 新型コロナウイルス感 染症対策 事業	0	901	901		901	総務課
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	299	通信サービス料

				17. 備品購入費	602	機械器具費
(3) 戸籍住民基本台帳費	180,775	1,200	181,975	1,200		
				国庫支出金		
				1,200		
1) 戸籍住民基本台帳費	180,775	1,200	181,975	1,200		
				国庫支出金		
				1,200		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,200	
[2] 住民登録事務事業	15,826	1,200	17,026	1,200		市民課
				国庫支出金		
				1,200		
				[戸籍住民基本台帳費補助金		
				1,200]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	1,200	手数料
3 民生費	12,323,340	152,947	12,476,287	105,610	47,337	
				府支出金		
				8,910		
				地方債		
				96,700		
(1) 社会福祉費	4,443,412	137,044	4,580,456	96,700	40,344	
				地方債		
				96,700		
4) 防犯費	4,515	2,229	6,744		2,229	
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	2,229	
[1] 防犯事業	2,286	2,229	4,515		2,229	生活福祉課
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	2,229	機械器具費
6) 総合福祉センター費	83,500	133,091	216,591	96,700	36,391	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 96,700		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	18,091	
				14. 工事請負費	115,000	
[5] 総合福祉センター改修事業	0	133,091	133,091	96,700	36,391	長寿社会推進課
				地方債 96,700 [社会福祉債 96,700]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	18,091	施設等修繕料
				14. 工事請負費	115,000	
11) 老人集会場費	21,513	1,724	23,237		1,724	
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	1,724	
[1] 老人集会場維持管理事業	20,313	1,724	22,037		1,724	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	1,724	機械器具費
(2) 児童福祉費	3,992,052	6,846	3,998,898		6,846	
6) 保育教育支援費	1,801,079	6,846	1,807,925		6,846	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	
				18. 負担金、補助及び 交付金	6,186	
[5] 新型コロナウイルス感染症対策事業	34,519	6,846	41,365		6,846	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	指定管理料

				18. 負担金、補助及び 交付金	6,186	民間保育所等運営費補助金
(5) 介護保険費	965,228	9,057	974,285	8,910	147	
				府支出金		
				8,910		
1) 介護保険費	965,228	9,057	974,285	8,910	147	
				府支出金		
				8,910		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	8,910	
				27. 繰出金	147	
[1] 介護保険事業特 別会計繰出金事 業	963,565	147	963,712		147	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	147	介護保険事業特別会計繰出金
[3] 介護保険施設整 備事業	0	8,910	8,910	8,910		長寿社会推進課
				府支出金		
				8,910		
				[介護保険費補助金 8,910]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	8,910	介護施設等の整備に関する事業補助金
4 衛生費	2,146,690	4,534	2,151,224		4,534	
(1) 保健衛生費	881,211	4,534	885,745		4,534	
1) 保健センター費	127,145	1,196	128,341		1,196	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,012	
				3. 職員手当等	150	
				8. 旅費	34	
[1] 人件費事業	119,570	1,196	120,766		1,196	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,012	会計年度任用職員報酬

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	150	期末手当（会計年度任用職員）
				8. 旅費	34	費用弁償
3) 母子衛生保健費	69,221	3,338	72,559		3,338	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	20	
				11. 役務費	123	
				12. 委託料	495	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,700	
[1] 母子健康増進事業	4,654	3,338	7,992		3,338	保健推進課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	20	消耗品費
				11. 役務費	123	郵便料
				12. 委託料	495	母子健康手帳アプリ運用委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,700	妊産婦タクシー利用支援事業補助金
5 農林水産業費	141,524	8,666	150,190	6,916	1,750	
				府支出金		
				6,916		
(1) 農業費	133,333	8,666	141,999	6,916	1,750	
				府支出金		
				6,916		
4) 農地費	18,143	1,750	19,893		1,750	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,750	
[1] 農道水路改修事業	18,143	1,750	19,893		1,750	産業観光課

				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,750	耕地事業補助金
7) 溜池改修事業費	0	6,916	6,916	6,916		
				府支出金		
				6,916		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	6,916	
[1] 溜池改修事業	0	6,916	6,916	6,916		産業観光課
				府支出金		
				6,916		
				[農業費補助金 6,916]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	6,916	ハザードマップ作成業務委託料
6 商工費	177,539	358,023	535,562	34,750	323,273	
				国庫支出金		
				17,375		
				繰入金		
				17,375		
(1) 商工費	177,539	358,023	535,562	34,750	323,273	
				国庫支出金		
				17,375		
				繰入金		
				17,375		
2) 商工振興費	13,675	323,273	336,948		323,273	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	46,464	
				18. 負担金、補助及び 交付金	276,809	
[5] 企業立地促進事業	10	6,809	6,819		6,809	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	6,809	立地促進奨励金

款 6 商工費 項 1 商工費

款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[6] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	316,464	316,464		316,464	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	46,464	地域振興券交付事務委託料
				18. 負担金、補助及び交付金	270,000	地域振興券事業交付金 265,000 チャレンジ応援クラウドファンディング事業補助金 5,000
5) 観光振興費	100,814	34,750	135,564	34,750		
				国庫支出金		
				17,375		
				繰入金		
				17,375		
				節 区 分	金 額	
12. 委託料	29,750					
18. 負担金、補助及び交付金	5,000					
[4] 誘客連携による地域活性化事業	87,190	34,750	121,940	34,750		産業観光課
				国庫支出金		
				17,375		
				[総務管理費補助金		
				17,375]		
				繰入金		
				17,375		
[ふるさと泉南水なす基金繰入金						
17,375]						
節 区 分	金 額					
12. 委託料	29,750	観光プロモーション事業委託料				
18. 負担金、補助及び交付金	5,000	共同連携事業負担金				
7 土木費	1,410,677	219,279	1,629,956	194,072	25,207	

				国庫支出金 100,408		
				府支出金 1,164		
				地方債 92,500		
(2) 道路橋梁費	225,687	66,020	291,707	70,798	△4,778	
				国庫支出金 29,134		
				府支出金 1,164		
				地方債 40,500		
3) 道路維持費	110,765	13,500	124,265	21,825	△8,325	
				国庫支出金 7,425		
				地方債 14,400		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	13,500	
[1] 道路維持管理事業	79,784	13,500	93,284	21,825	△8,325	道路課
				国庫支出金 7,425 [道路橋梁費補助金 7,425]		
				地方債 14,400 [道路橋梁債 14,400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	13,500	設計委託料
5) 道路新設改良費	4,281	52,520	56,801	48,973	3,547	
				国庫支出金 21,709		

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 1,164		
				地方債 26,100		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	520	
				12. 委託料	3,000	
				14. 工事請負費	34,000	
				16. 公有財産購入費	7,000	
				21. 補償、補填及び賠償金	8,000	
[1] 道路新設改良事業	4,281	52,520	56,801	48,973	3,547	道路課
				国庫支出金 21,709 [道路橋梁費補助金 21,709]		
				府支出金 1,164 [道路橋梁費補助金 1,164]		
				地方債 26,100 [道路橋梁債 26,100]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	520	不動産鑑定料
				12. 委託料	3,000	測量・調査等委託料
				14. 工事請負費	34,000	
				16. 公有財産購入費	7,000	
				21. 補償、補填及び賠償金	8,000	

(4) 都市計画費	968,631	36,806	1,005,437	15,000	21,806	
				国庫支出金 15,000		
1) 都市政策総務費	45,203	3,267	48,470		3,267	
				節 区 分 12. 委託料	金 額 3,267	
[2] 都市計画関連業務事業	5,319	3,267	8,586		3,267	都市政策課
				節 区 分 12. 委託料	金 額 3,267	都市計画決定等業務委託料
4) 公園管理費	52,366	33,539	85,905	15,000	18,539	
				国庫支出金 15,000		
[2] 公園緑地等維持管理事業(住宅公園課)	43,209	33,539	76,748	節 区 分 14. 工事請負費	金 額 33,539	
				15,000	18,539	住宅公園課
				国庫支出金 15,000 [都市計画費補助金 15,000]		
				節 区 分 14. 工事請負費	金 額 33,539	
(5) 住宅費	85,563	116,453	202,016	108,274	8,179	
				国庫支出金 56,274		
1) 住宅管理費	85,195	104,100	189,295	地方債 52,000		
				104,050	50	
				国庫支出金 52,050		
				地方債 52,000		
				節 区 分 12. 委託料	金 額 2,610	

款 7 土木費 項 5 住宅費

款 7 土木費 項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	101,490	
[3] 市営住宅改修事業	5,000	104,100	109,100	104,050	50	住宅公園課
				国庫支出金 52,050 [住宅費補助金 52,050]		
				地方債 52,000 [住宅債 52,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,610	設計委託料
				14. 工事請負費	101,490	
2) 空家対策事業費	368	12,353	12,721	4,224	8,129	
				国庫支出金 4,224		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	12,353	
[1] 空家対策事業	368	12,353	12,721	4,224	8,129	住宅公園課
				国庫支出金 4,224 [住宅費補助金 4,224]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	12,353	空家等実態調査等業務委託料
9 教育費	2,282,018	176,126	2,458,144	20,105	156,021	
				国庫支出金 405		
				地方債 19,700		

(1) 教育総務費	561,522	1,740	563,262		1,740	
3) 指導費	120,604	1,740	122,344		1,740	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,740	
[5] 新型コロナウイルス感染症対策事業	1,670	1,740	3,410		1,740	指導課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,740	消耗品費
(2) 小学校費	553,479	93,821	647,300	253	93,568	
				国庫支出金		
				253		
2) 教育振興費	89,543	5,737	95,280	253	5,484	
				国庫支出金		
				253		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	5,737	
[1] 就学援助事業	68,812	5,737	74,549	253	5,484	指導課
				国庫支出金		
				253		
				[小学校費補助金		
				253]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	5,737	要保護及び準要保護児童生徒援助費 4,724 特別支援教育就学奨励費 1,013
4) 学校給食センター費	237,075	88,084	325,159		88,084	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	88,084	
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	13,076	88,084	101,160		88,084	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	88,084	原油価格・物価高騰対応による支援金

款 9 教育費 項 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(3) 中学校費	276,920	54,124	331,044	152	53,972	
				国庫支出金		
				152		
2) 教育振興費	51,747	4,675	56,422	152	4,523	
				国庫支出金		
				152		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	4,675	
[1] 就学援助事業	40,115	4,675	44,790	152	4,523	指導課
				国庫支出金		
				152		
				[中学校費補助金		
				152]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	4,675	要保護及び準要保護児童生徒援助費 特別支援教育就学奨励費
						4,066 609
4) 中学校給食費	117,863	49,449	167,312		49,449	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	49,449	
[2] 新型コロナウイルス感染症対策事業	13,106	49,449	62,555		49,449	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	49,449	原油価格・物価高騰対応による支援金
(5) 社会教育費	429,729	26,441	456,170	19,700	6,741	
				地方債		
				19,700		
9) 図書館及びホール費	102,638	141	102,779		141	

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	135	
				8. 旅費	6	
[3] 文化ホール指定 管理事業	34,589	141	34,730		141	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	135	文化ホール指定候補者選定委員会委員報酬
				8. 旅費	6	費用弁償
10) 文化財保護費	51,561	26,300	77,861	19,700	6,600	
				地方債		
				19,700		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	26,300	
[3] 施設維持管理事業	11,218	26,300	37,518	19,700	6,600	生涯学習課
				地方債		
				19,700		
				[社会教育債		
				19,700]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	26,300	
歳 出 合 計	25,049,993	929,213	25,979,206			
				国庫支出金		
				119,388		
				府支出金		
				16,990		
				地方債		
				210,100		
				繰入金		
				21,336		

補正予算給与費明細書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (360)	千円 328,106	千円 1,739,598	千円 1,369,206	千円 3,436,910	千円 614,396	千円 4,051,306	
補正前	377 (359)	327,094	1,739,598	1,369,056	3,435,748	614,211	4,049,959	
比 較	0 (1)	1,012	0	150	1,162	185	1,347	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414
	補正前	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,080	千円 454,399	千円 296,586	千円 236,505				
	補正前	17,080	454,249	296,586	236,505				
	比 較	0	150	0	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (131)	千円 0	千円 1,739,598	千円 1,325,514	千円 3,065,112	千円 580,754	千円 3,645,866	
補正前	377 (131)	0	1,739,598	1,325,514	3,065,112	580,754	3,645,866	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414
	補正前	45,423	107,482	42,876	17,216	107,021	2,448	36,756	5,414
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,080	千円 410,707	千円 296,586	千円 236,505				
	補正前	17,080	410,707	296,586	236,505				
	比 較	0	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (229)	328,106	0	43,692	371,798	33,642	405,440	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (228)	327,094	0	43,542	370,636	33,457	404,093	
比 較	0 (1)	1,012	0	150	1,162	185	1,347	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	271,400	12,434,967	481,500	12,645,067
(1) 土 木	27,400	1,557,242	67,900	1,597,742
(3) 教 育	142,800	3,922,827	162,500	3,942,527
(4) 公 営 住 宅	0	169,786	52,000	221,786
(5) 民 生	15,800	264,064	112,500	360,764
(7) 総 務	6,000	4,775,953	7,200	4,777,153
計	751,400	24,313,541	961,500	24,523,641

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,805,126		8,805,126	33.9
2 地方譲与税	181,800		181,800	0.7
3 利子割交付金	7,100		7,100	—
4 配当割交付金	44,000		44,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	55,700		55,700	0.2
6 法人事業税交付金	106,000		106,000	0.4
7 地方消費税交付金	1,393,000		1,393,000	5.4
8 ゴルフ場利用税交付金	42,800		42,800	0.2
9 環境性能割交付金	46,100		46,100	0.2
10 地方特例交付金	52,400		52,400	0.2
11 地方交付税	3,780,000	18,375	3,798,375	14.6
12 交通安全対策特別交付金	9,169		9,169	—
13 分担金及び負担金	57,809		57,809	0.2
14 使用料及び手数料	327,805		327,805	1.3
15 国庫支出金	5,202,809	507,763	5,710,572	22.0
16 府支出金	2,243,125	16,990	2,260,115	8.7
17 財産収入	30,015		30,015	0.1
18 寄附金	500,000		500,000	1.9
19 繰入金	1,155,286	175,985	1,331,271	5.1
20 諸収入	258,549		258,549	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	751,400	210,100	961,500	3.7
歳入合計	25,049,993	929,213	25,979,206	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	203,815		203,815	0.8
2 総務費	2,440,398	9,638	2,450,036	9.4
3 民生費	12,323,340	152,947	12,476,287	48.0
4 衛生費	2,146,690	4,534	2,151,224	8.3
5 農林水産業費	141,524	8,666	150,190	0.6
6 商工費	177,539	358,023	535,562	2.0
7 土木費	1,410,677	219,279	1,629,956	6.3
8 消防費	828,508		828,508	3.2
9 教育費	2,282,018	176,126	2,458,144	9.5
10 公債費	2,410,502		2,410,502	9.3
11 諸支出金	664,982		664,982	2.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	25,049,993	929,213	25,979,206	100.0

議案第11号

令和4年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,206,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,404,530	293	1,404,823
	2 国庫補助金	393,196	293	393,489
6 繰入金		1,144,526	147	1,144,673
	1 他会計繰入金	963,565	147	963,712
歳入	合計	6,205,863	440	6,206,303

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		135,853	440	136,293
	1 総務管理費	86,765	440	87,205
歳 出	合 計	6,205,863	440	6,206,303

令和4年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3							
国庫支出金		1,404,530	293	1,404,823			
(2)							
国庫補助金		393,196	293	393,489			
	6)				1.		介護保険事業費補助金
	介護保険事業費補助金	0	293	293	介護保険事業費補助金	293	
6							
繰入金		1,144,526	147	1,144,673			
(1)							
他会計繰入金		963,565	147	963,712			
	1)				5.		事務的経費繰入金
	一般会計繰入金	963,565	147	963,712	事務的経費繰入金	147	
歳 入 合 計		6,205,863	440	6,206,303			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	135,853	440	136,293	293	147	
				国庫支出金 293		
(1) 総務管理費	86,765	440	87,205	293	147	
				国庫支出金 293		
1) 一般管理費	86,765	440	87,205	293	147	
				国庫支出金 293		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	440	
[2] 介護保険事務事業	4,828	440	5,268	293	147	長寿社会推進課
				国庫支出金 293 [介護保険事業費補助金 293]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	440	電算システム改修委託料
歳 出 合 計	6,205,863	440	6,206,303			
				国庫支出金 293		

議案第12号

令和3年度泉南市下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度泉南市下水道事業会計剰余金処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度泉南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年7月6日提出

泉南市長 山本優真

